

一般社団法人日本ベトナムビジネス連合会会員規約

第1条 (目的)

1. 一般社団法人日本ベトナムビジネス連合会会員規約（以下「本規約」という。）は、一般社団法人日本ベトナムビジネス連合会（以下「当法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第3章第5条第2項に基づき、当法人が置く各種の会員（定款第3章に規定する「社員」に該当しない一般会員、特別会員又は賛助会員をいう。以下、総称して「会員」という。）の入退会及び権利義務等について必要な事項を定めるものである。
2. 本規約は、当法人への入会を希望する者及び会員に適用される。
3. 会員は、第5条第1項に基づき入会申込みを行った時点で、本規約における全ての条項に規定する内容に同意したものとみなされる。

第2条 (理念)

当法人は、日本とベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）が、正しい理解で「共存」し、ビジネスで「共創」していくことをサポートすることを VISION とし、日本とベトナムの企業の交流と健全なビジネス進出を支援するとともに、ベトナムでの社会貢献活動を通して、長期的かつ友好的なパートナーシップ関係を構築することを MISSION とする。

第3条 (会員の資格及び種類)

1. 当法人の指定する手続に基づき、当法人へ入会を申し込み、当法人の理事会（以下「理事会」という。）の承認を得たものを会員とする。
2. 会員の種類は、一般会員（会費別に、Standard member、Global member、Premium member と呼称する）、特別会員及び賛助会員とする。

第4条 (入会条件)

1. 会員となる資格を有する条件は、以下の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 日本とベトナム間のビジネスに既に取り組んでいる法人、日本又はベトナムへの進出を検討している法人、日本とベトナム間のビジネスに興味を有する法人、又は国家資格を有する専門士業（弁護士、公認会計士、税理士、行政書士等）であること
 - (2) 会員又は当法人関係者の紹介があること
 - (3) 営む事業が法令又は公序良俗に違反しないものであること
 - (4) 反社会的勢力等（第9条第2項において定義）に該当しないこと
 - (5) 健全な社会人としての常識的なマナーと振る舞いが出来ること
2. 前項各号に掲げる条件を全て満たす場合であっても、当法人は、入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、次条第1項に規定する入会の承認を行わないことがある。
 - (1) 当法人の理念や趣旨に賛同していない場合

- (2) 入会希望者が提出した情報等に虚偽の記載、事実と反する記載、誤記、又は記入漏れその他不正確な情報が含まれていた場合
 - (3) 入会希望者が第 14 条各号又は第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、又はそのおそれがある場合
 - (4) 入会希望者が過去に当法人から入会申請を承諾されなかった場合、又は退会させられていた場合
 - (5) 入会希望者が当法人の事業と競合もしくは類似する事業を営む他の事業者もしくはその役職員に該当する者、又は当法人の事業上の秘密等を調査する目的を有する者であると当法人が判断する場合
 - (6) 入会希望者が本規約上の義務に違反するおそれがあると当法人が判断する場合
 - (7) その他入会希望者が入会することを当法人が不相当と判断する場合
3. 当法人は、入会申込みが当法人において不承認とされた場合であっても、入会希望者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、前二項の規定により当法人が入会希望者の入会を承諾しない場合において、当法人は、入会希望者に対し不承認とされた理由を説明又は開示する義務を負わないものとする。

第5条 (入会手続)

1. 入会希望者は、当法人の指定する方法により入会申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。
2. 法人又は団体が会員となる場合には、その代表者として当法人に対しその権利を行使する者 1 名（以下「会員代表者」という。ただし、法人登記上の代表者たることは要しない。）を定め、当法人に届け出なければならない。
3. 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を当法人に提出しなければならない。
4. 当法人の定款第 32 条及び第 41 条で定める事業年度（以下「事業年度」という。）の途中で、既に入会した会員がその会員の種類区分を変更することを希望する場合に、新たに取得することになる第 6 条に規定する種類区分における入会金及び年会費を、事業年度内のどの時点において入会したかに関わらず当法人に改めて納入し、既を取得した種類区分の会員の退会手続を行うものとする。
5. 理事会において入会申込みが承認された場合、当法人は、当該入会申込みをした者に対し、すみやかにその旨通知するものとする。
6. 入会申込みをした入会希望者の会員としての資格は、当法人が前項の通知を行った時点から生じるものとする。

第6条 (入会金及び年会費)

会員は、当法人の運営及び活動の実施に要する経費を負担するため、理事会の定めるところにより、以下の会費を負担しなければならない。

- (1) 入会金（不課税）
 - ① Standard member : 50,000 円
 - ② Global member : 100,000 円
 - ③ Premium member : 200,000 円
- (2) 年会費（不課税）
 - ① Standard member : 120,000 円（月額 10,000 円）
 - ② Global member : 360,000 円（月額 30,000 円）
 - ③ Premium member : 600,000 円（月額 50,000 円）
- (3) 特別会員及び賛助会員については、理事会の承認のもとに決定する。

第7条 (会費の納入)

1. 会員は、前条に規定する種類区分に応じた月会費を当月 25 日までに、口座振替又は当法人指定の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料等の支払いに要する費用は、会員の負担とする。
2. 当法人は会員の休会を認めないため、会員は当法人の活動に参加しない場合であっても、第 6 条に規定する所定の会費を支払う義務を負う。

第8条 (会員資格の有効期間)

1. 会員の資格の有効期間は、当法人が会員に対して第 5 条第 5 項に規定する入会申込みを承認する通知をした日から起算して 1 年後の応当日が属する月の末日までとする。
2. 前項に規定する有効期間満了日の 2 か月前までに、当法人又は会員より相手方に対し、書面又は電子メールによる退会の意思表示がない場合には、何らの意思表示を要することなく、本規約に基づく会員資格の有効期間をさらに 1 年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

第9条 (反社会的勢力等の排除)

1. 会員は、次項に規定する「反社会的勢力等」に該当しないことを表明し、保証するものとする。
2. 前項の「反社会的勢力等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 2 号の意義を有する者をいい、以下同様とする。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号の意義を有する者をいい、以下同様とする。）又は暴力団員であった者
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいい、以下「準構成員」という。）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは暴力団員であった者が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロなど企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (8) その他、第(1)号乃至第(7)号に規定する者に準じる者（以下、第(1)号乃至第(8)号の規定に該当する者を「暴力団等」という。）
 - (9) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (10) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等をもって、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有する者

- (11) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
- (12) その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

第10条 (会員情報等の取扱い)

1. 会員情報その他当法人が取得した本会員に関する情報（以下「会員情報等」という。）は、本規約に定めるほか、当法人のウェブサイト (<https://j-vba.or.jp/>) において公表する個人情報保護に関する基本方針に従って取り扱うものとする。
2. 当法人は、会員への連絡のために、メールアドレスや住所などの会員情報等を利用する場合がある。
3. 当法人は、会員の本人確認を行うために、氏名、郵便番号、生年月日、メールアドレス、ID その他会員情報等を利用する場合がある。
4. 当法人は、他の会員や第三者に損害を発生させたりするなど、利用規約に違反した会員や、不正・不当な目的で活動に参加しようとする会員の参加を拒否するために、会員情報等を利用する場合がある。
5. 当法人は、法令に基づく場合、又は生命、身体もしくは財産の保護のために必要があると当法人が判断した場合には、必要な範囲で会員情報等を開示又は提供することがある。

第11条 (通知)

1. 当法人から会員への通知は、別段の定めがない限り、書面の郵送、電子メール、FAX、当法人のホームページへの掲載その他当法人が適当と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の通知を電子メールの送信又は当法人のホームページへの掲載により行う場合、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。
3. 会員は、当法人からの電子メールについて、会員が届け出たメールアドレスに確実に到達するようにするものとする。
4. 第1項の通知を書面の郵送により行う場合には、会員の届け出た住所・所在地に対して行うものとし、書面が延着又は不到達となった場合であっても、通常到達すべき時点をもって当該通知が到達したものとみなす。

第12条 (任意退会・中途退会料)

1. 会員は、退会を希望する場合には、メール又は書面により当法人に連絡の上、次項に規定する中途退会料を支払うことによって退会するものとする。
2. 前項の規定により会員が退会する場合には、会員は、当法人に対し、第6条に規定する種類区分に応じた1年間分の月会費（不課税）の合計額から支払済の月会費（不課税）の合計額を控除した残額について、中途退会料として、当法人指定の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。これに要する振込手数料その他費用は、会員の負担とする。

第13条 (会員の義務)

会員は、以下の各号に規定する義務を負う。

- (1) 法令、定款、本規約その他の当法人の規程並びに当法人の決議に従うこと
- (2) 当法人の会費等を本規約第7条第1項に規定する期限までに納入すること

第14条 (禁止事項)

会員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 当法人や他の会員に迷惑を掛けること、害を及ぼすこと、その他当法人や他の会員に損害を与える言動
- (2) 当法人の活動の秩序を乱す言動
- (3) 非合法、不要行為、有害、嫌がらせ、脅迫、罵倒、誹謗中傷、低俗、わいせつ、暴力、名誉毀損、不道德、他人のプライバシー侵害、憎悪、もしくは差別に該当、又は該当する可能性がある情報発信・言動、その他人種的又は民族的に不愉快な思いを与える情報発信・言動
- (4) セクシャルハラスメント（本規約においては、「受け手の意に反する、又は受け手に不快感を与える性的な言動」を意味する。）、パワーハラスメント（本規約においては、「優越的な関係を背景とした言動であって、受け手に精神的苦痛を与えるもの」を意味する。）その他各種ハラスメントに該当する、又は該当する可能性がある言動
- (5) 詐欺に該当する言動、他人や他の組織を装ったり、他の組織との関係を偽ったりするなどの偽装情報の発信、事実と異なる情報の発信、又は誤解を招く情報の発信・言動
- (6) 法令、契約、又は信用に基づき発信することの出来ない情報の発信
- (7) 対象者が希望しないチェーンメールの配信、メーリングリストへの登録、ネットワークビジネス・無限連鎖講（いわゆるねずみ講）への勧誘、宗教への勧誘、その他これらに関する情報の発信
- (8) 他人の特許、商標、著作権、その他の権利を侵害、又は侵害するおそれがある情報発信・言動
- (9) 他人の個人情報を無断で発信、漏洩又は開示すること
- (10) 当法人の承認のない当法人名での活動又はその準備を目的とする行為
- (11) 当法人の運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (12) 法令又は公序良俗に違反する言動
- (13) 前各号に準じる言動
- (14) その他当法人が不相当と判断する言動

第15条 (強制退会事由)

1. 会員が以下の各号に該当する場合には、当該会員の意思にかかわらず、当法人は、当該会員に対し、退会通知を発することにより当該会員の資格を喪失させることができる。
 - (1) 第4条第1項各号に規定する入会資格を有しない、又はそのおそれがあると当法人が判断するとき
 - (2) 第4条第2項各号に規定する入会拒否事由に該当する、又は該当するおそれがあると当法人が判断するとき
 - (3) 第14条各号に定める禁止事項に該当する、又は該当するおそれがあると当法人が判断するとき
 - (4) 本規約の条項に違反したとき
 - (5) 本規約に関連して不正又は虚偽の申立を行う等の信義に反する言動があったとき
 - (6) 手形又は小切手の不渡りを出したとき
 - (7) 破産の申立、民事再生手続開始の申立、会社更生手続開始の申立もしくは特別清算開始の申立、又はこれらに準じる手続の開始があったとき
 - (8) 仮差押、仮処分、差押、滞納処分、又は競売手続の開始があったとき
 - (9) 営業を停止もしくは廃止し、又は事業譲渡、変更、合併もしくは解散の決議をしたとき
 - (10) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

- (11) 反社会的勢力等であること、又はそのおそれがあることが判明したとき
 - (12) その他当法人が会員として不適当と判断した場合
2. 会員が以下の各号に該当する場合には、当然に会員資格を喪失するものとする。
 - (1) 法人会員について
 - ① 会員の法人格が消滅したとき
 - ② 会員が罰金刑に処する旨の判決の言い渡しを受けたとき
 - (2) 個人会員について
 - ① 会員が死亡したとき
 - ② 会員が成年後見開始の審判、又は保佐開始の審判を受けたとき
 - ③ 会員が禁固以上の刑に処する旨の判決の言い渡しを受けた場合
 3. 前二項の規定により当該会員が会員の資格を喪失した場合であっても、当該会員は、それまでに当法人に対して支払済の会費その他の金員について、一切返還を求めることはできない。また、当該会員が当該資格喪失により損害を被ったとしても、当法人に対し、その損害の賠償を求めることはできないものとする。
 4. 本条第1項の規定による退会通知は、当法人が当該会員に起因して被った一切の損害（間接損害、逸失利益、及び弁護士費用を含むが、これらに限らない。）の賠償請求を妨げないものとする。

第16条 （免責）

1. 当法人の活動に起因して会員が損害を被ったとしても、当法人に故意又は重過失が存する場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとし、会員は、当法人に対し当該損害の賠償を求めることはできないものとする。
2. 当法人は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19（coronavirus disease 2019））等の疾病・災害・事故その他の事由により、会員の承諾を得ることなく、必要に応じて当会の活動を、変更、停止、中止、又は終了することがある。この場合に、会員が損害を被ったとしても、当法人は一切責任を負わないものとし、会員は、当法人に対し当該損害の賠償を求めることはできないものとする。
3. 当法人は、会員と他の会員又は第三者との間でトラブルその他紛争が生じた場合であっても、当法人に故意又は重過失が存する場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとし、会員は、自らの責任と費用により解決するものとする。

第17条 （損害賠償）

会員は、自らの行為に起因して、当法人又は第三者に損害（間接損害、逸失利益、及び弁護士費用を含むが、これらに限りません。以下、本条において同じ）を与えた場合には、当該損害を被った者に対し、自らの責任と費用により当該損害を賠償するものとする。

第18条 （本規約の変更）

1. 当法人が必要と判断した場合には、当法人はいつでも本規約を変更することができるものとする。
2. 当法人が本規約を変更する場合には、あらかじめ変更後の本規約の効力発生時期及び変更内容を定め、当法人のウェブサイト（<https://j-vba.or.jp/>）に掲載する方法により告知する。
3. 本規約の変更の効力発生日以降に継続して会員の地位を維持している会員については、変更後の本規約の内容について同意があったものとみなし、当該会員には変更後の本規約の内容が適用される。

第19条 （存続条項）

理由の如何を問わず、会員が期間満了、退会その他の事由により会員資格を喪失した後においても、第1条第3項、第4条第3項、第12条第2項、第13条、第14条、第15条第3項及び第4項、第15条、第16条、本条、及び第20条乃至第22条の規定はなお当該会員であった者に適用されるものとする。

第20条 （準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第21条 （専属的合意管轄）

当法人と会員の間で本規約に関連し、又は付随して発生した紛争に関する訴訟については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条 （誠実協議）

本規約に関する疑義又は本規約に定めのない事項については、当法人と会員は信義誠実の原則に基づき誠実に協議を行い、解決するものとする。

制定日 2021年10月1日